

第5章

誘導施設

①	基本的な考え方	P 9 4
②	長崎市における誘導施設の考え方	P 9 5
③	施設誘導の必要性の検討フロー	P 9 6
④	施設誘導の一覧	P 9 8
⑤	誘導施設一覧	P 1 0 0

1 基本的な考え方

都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設とする）は、設定する都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を設定することが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

都市機能誘導区域内に必要な都市機能を効率的かつ効果的に増進させていくため、サービスの質と量の観点から、都市機能誘導区域内に必要な施設を設定します。

（以下、第5章において、都市機能誘導区域内を「区域内」、都市機能誘導区域外を「区域外」とする）

■サービスの質

各都市機能誘導区域の地域特性や周辺地域との都市機能の重複、地域毎の偏りがないように立地すべき高次な都市機能増進施設を整理

■サービスの量

各都市機能誘導区域の将来の人口規模や地域特性等を勘案して、現在の都市機能増進施設（施設数・規模）による都市機能の充足状況を分析

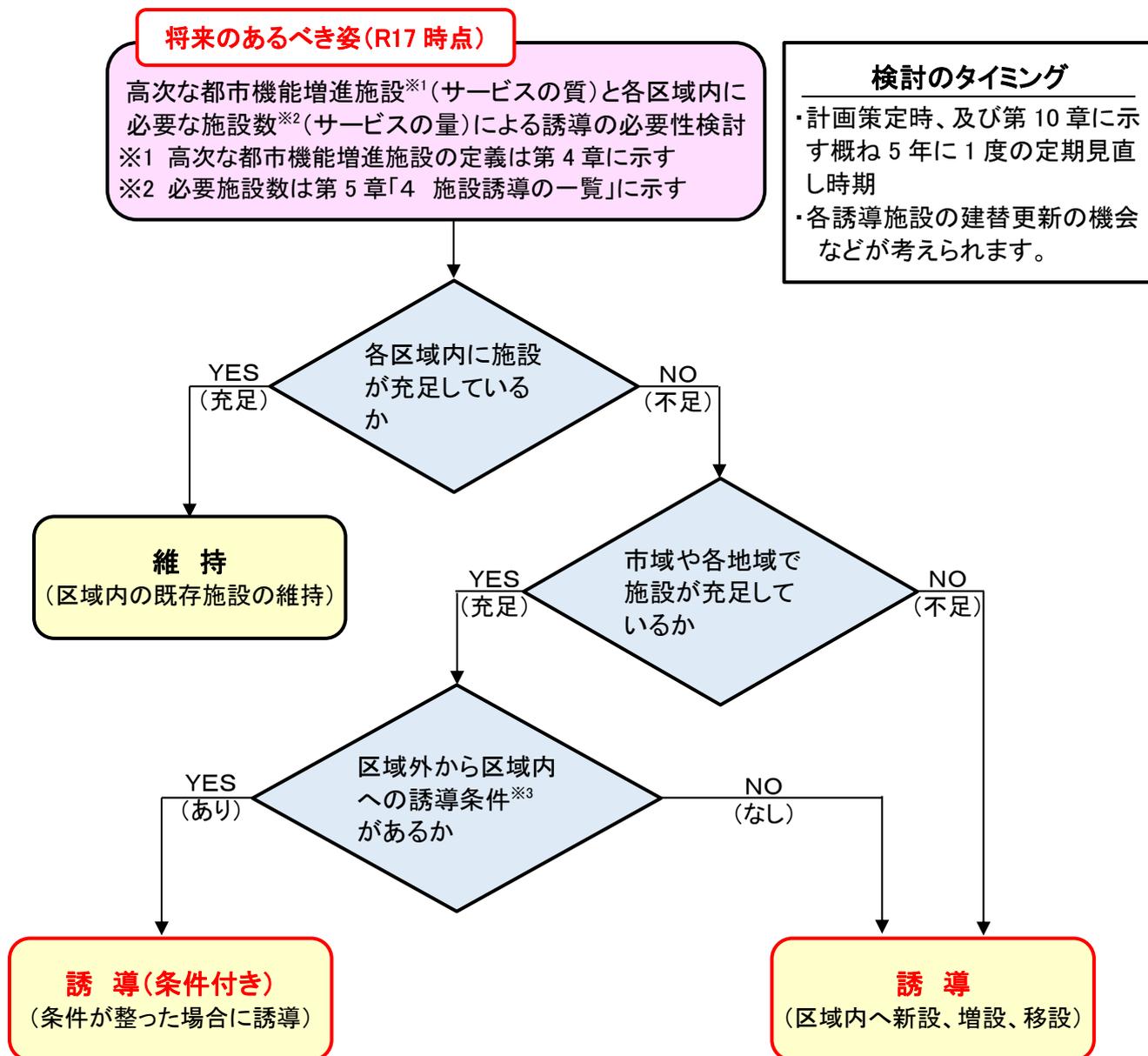
2 長崎市における誘導施設の考え方

長崎市が目指す将来都市像を実現するためには、人口減少や高齢化における暮らしに必要な機能と都市の活力の維持・増進のために必要な機能を中長期的な視点で将来にわたり賑わいと活力を支える3つの主要な地域（都心部、都心周辺部、地域拠点（北部、東部、南部））に誘導することが重要です。このため、長崎市全体を見渡しつつ、各地域の特性や都市機能増進施設の立地状況を踏まえ、誘導施設を設定します。本市の都市機能誘導区域は、将来にわたり賑わいと活力を支える都心部・都心周辺部・地域拠点（北部、東部、南部）に設定しており、誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに市全体や地域全体を利用圏とし、多くの市民が利用する高次な都市機能増進施設や今後、政策的に誘導すべき施設に設定します。

高次な都市機能増進施設	市全体や地域全体を利用圏とし、多くの市民が利用する施設 ※第4章 高次な都市機能増進施設一覧（P.75～78）を参照
政策的に誘導すべき施設	高次な都市機能増進施設以外で政策的に誘導すべき施設 （今後の居住誘導の状況に応じて政策的に誘導すべき施設を検討します）

3 施設誘導の必要性の検討フロー

高次な都市機能増進施設ごとに、区域内への施設誘導の必要性を下記のフローに基づいて検討します。

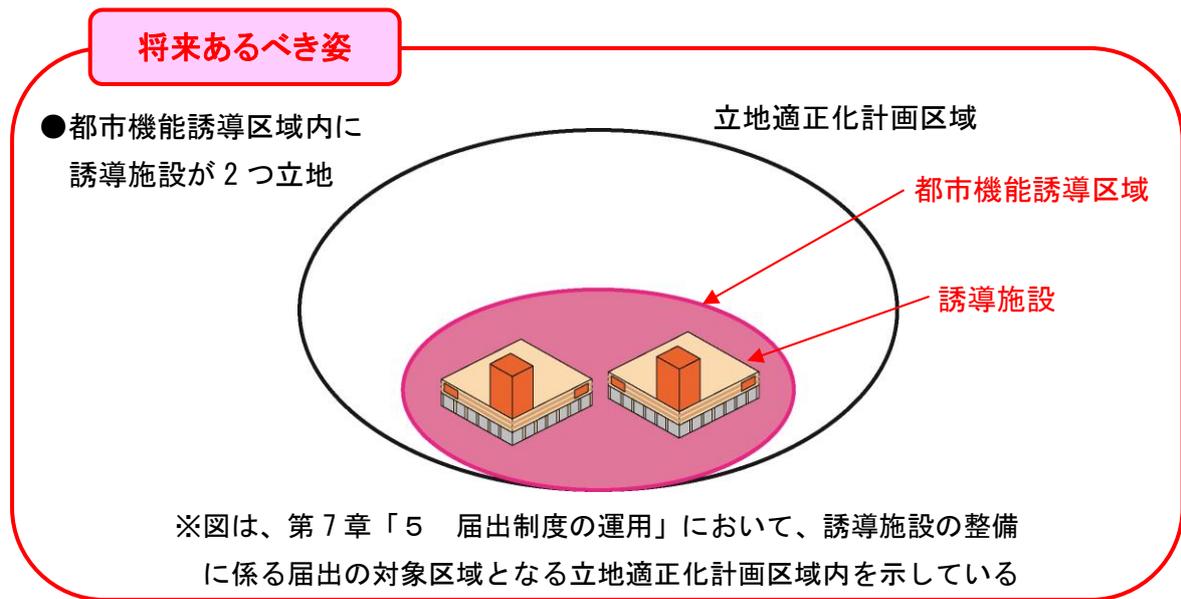


※3「区域外」から「区域内」へ誘導条件を有する施設

対象施設	施設誘導の考え方	誘導条件
大学、科学館、スポーツ施設	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、区域内において土地の確保が困難な場合は、機能確保を優先し、必ずしも区域内への立地を限定しません。	区域内に立地可能な土地が確保されている。

[注] 広大な敷地や大規模な床面積を要する施設のうち、現時点 (R4) において区域内に充足している施設は、今後も現地建替等により立地できる条件がそろっているものとして対象施設に計上しません。

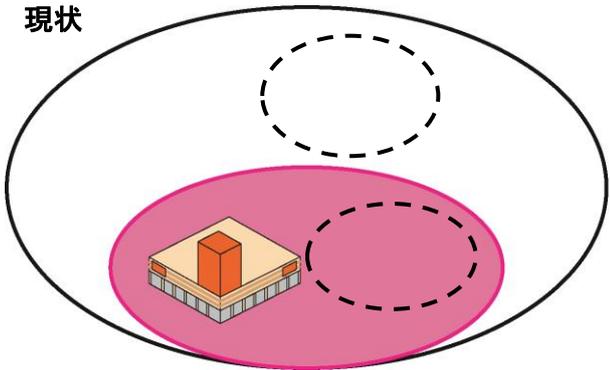
(参考) 誘導のイメージ図



例1

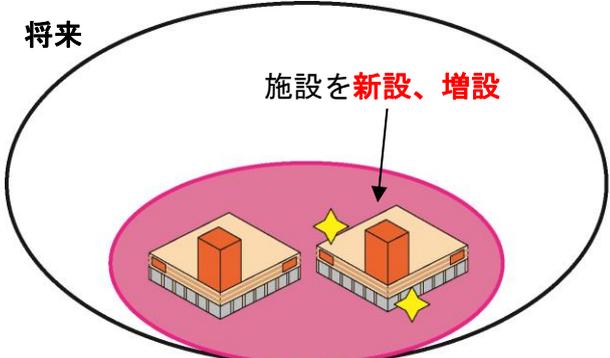
- 区域内に不足し、市域や地域でも施設が不足

現状



将来

施設を**新設、増設**

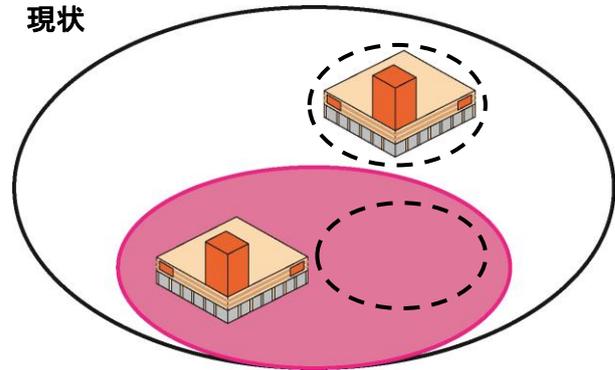


都市機能誘導区域内に誘導施設を新たに作る

例2

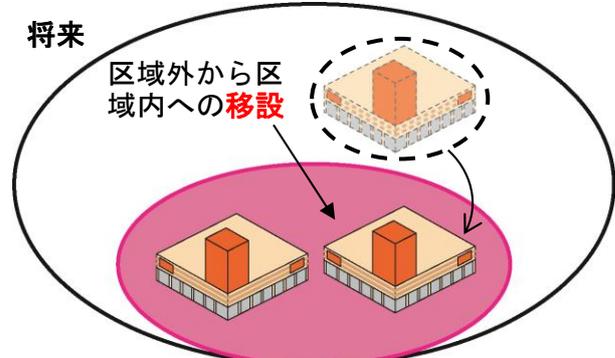
- 区域内に不足しているが、市域や地域では施設が充足

現状



将来

区域外から区域内への**移設**



都市機能誘導区域外の施設が建替えなどの際に区域内への立地を誘導

高次な都市機能増進施設 (サービスの質) ※1		各都市機能誘導区域の施設数(サービスの量の量) ※2		施設誘導の必要性の検討 ※③はあくまで現時点(R4)の整理結果													
				②現時点(R4)の誘導施設の立地状況により、③施設の誘導の必要性を整理													
分野	誘導施設 施設分類	①施設立地の必要性				②施設の立地状況(区域内)				③施設の誘導の必要性整理(①-②)							
		都心部	都心 周辺部	北部	東部	南部	都心 周辺部	北部	東部	南部	都心部	都心 周辺部	北部	東部	南部		
文化・交流	科学館	○	○	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-
	交流拠点施設	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
行政	行政施設(国)	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	行政施設(県)	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	行政施設(市)	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
運動	スポーツ施設	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	広域利用施設 (※8)	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
交通	地域利用施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	鉄道(駅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高速バスターミナル ターミナル (フェリー、旅客船等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 高次な都市機能の定義は、第4章に示す

※2 各都市機能誘導区域の施設数(サービスの量)は、H27 社人研推計による人口規模(R17)などに基づいて設定しています

※4 広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、区域内において土地の確保が困難な場合は、機能確保を優先する必要がありますが、誘導条件が整った場合に誘導を図っていきます

※7 現在、区域内に立地していない施設名は次のとおり

行政施設(国):長崎北年金事務所、長崎公共職業安定所

スポーツ施設:【広域利用施設】は県立総合運動公園(陸上競技場、庭球場等)、【地域利用施設】は[都心部及び都心周辺部]神の島プール、小江原台近隣公園(庭球場)、[北部地域拠点]さくらの里(庭球場)、[東部地域拠点]東公園(体育館、プール、庭球場)、[南部地域拠点]えがわ運動公園(庭球場)

※8 広域利用施設は地域利用施設を兼ねています

(2) 高次な都市機能増進施設以外で政策的に誘導すべき施設

今後の居住誘導の状況に応じて政策的に誘導すべき施設を検討します

5 誘導施設一覧

都市機能誘導区域に誘導又は維持が必要な都市機能増進施設（誘導施設）は、下表のとおりです。

長崎市都市計画マスタープランの 将来都市構造の主要な地域				将来のあるべき姿 (望ましい立地場所)				
				都心部	都心 周辺部	地域拠点		
施設の対象となる将来人口(R17)						35万人 (市全域)	10 万人	4 万人
分野	施設 分類	高次な 都市機能	法の位置付けや 規模等	北部	東部			
商業	大規模店舗、 中心商店街等の商業集積	生鮮3品、日用品、買い回り品(衣類、宝飾品、家電、家具等の嗜好品)がそろった商業機能の集積	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の面積の合計が10,000㎡を超えるもの又は中心商店街等の商業集積	維持	維持	維持	維持	維持
医療	初期救急医療施設	休日や夜間の軽症な患者に対応	救急医療対策事業実施要綱第1	維持	—	—	—	—
	二次救急医療施設	休日や夜間の入院治療・手術等を必要とする重症患者に対応	救急医療対策事業実施要綱第2	維持			維持	維持
	三次救急医療施設	休日や夜間の高度・集学的医療の提供を必要とする重篤な患者に対応	救急医療対策事業実施要綱第3	維持	—	—	—	

長崎市立地適正化計画

長崎市都市計画マスタープランの 将来都市構造の主要な地域				将来のあるべき姿 (望ましい立地場所)				
				都心部	都心 周辺部	地域拠点		
						北部	東部	南部
施設の対象となる将来人口 (R17)				35 万人 (市全域)	10 万人	4 万人	3 万人	
分野	施設 分類	高次な 都市機能	法の位置付けや 規模等					
福祉	障害者福祉施設	全市的な在宅の障害者支援の拠点	「長崎市障害福祉センター条例」に規定する施設と同等の機能を有する施設	維持	—	—	—	
子育て	子育て支援施設	全市的な子育て支援の拠点	子供や子育て家庭を総合的に支援する全市的な拠点となる施設	誘導	—	—	—	
	病児・病後児保育施設	子育て世代が働きやすい環境の充実につながる病児・病後児を保育する施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項	維持	誘導	誘導	誘導	
教育	大学	学術研究及び教育における高等教育機関	学校教育法第 1 条	維持		誘導 (条件※)	—	
	専修学校	職業能力育成のための高等教育機関	学校教育法第 124 条	誘導		—	—	
文化・交流	文化ホール	全市民が利用する文化施設(ただし、博物館等については、歴史的背景から立地場所が特定される施設を除く)	概ね 300 席以上で、音楽や演劇などの芸術文化の催事に対応できる設備を有するホール	誘導	維持	維持	—	

第5章 誘導施設

長崎市都市計画マスタープランの 将来都市構造の主要な地域				将来のあるべき姿 (望ましい立地場所)				
				都心部	都心 周辺部	地域拠点		
施設の対象となる将来人口 (R17)						35万人 (市全域)	10 万人	4 万人
分野	施設 分類	高次な 都市機能	法の位置付けや 規模等					
文化・ 交流	図書館	全市民が利用 する文化施設	図書館法第2条 第1項	維持	—	—	—	—
	美術館		博物館法第2条第 1項又は第29条	維持	—	—	—	—
	博物館等			維持	—	—	—	—
	科学館			誘導(条件※)		—	—	—
	交流拠点 施設	広域(県内 外)の交流拠 点	参加者3,000人規 模の学会や会議、 その他、市民が交 流するイベントな どの開催並びに 地域の賑わいと活 力を生み出す機 能等を一体的に 兼ね備えた施設	維持	—	—	—	—
行政	行政施設 (国)	全市民が利用 する行政サー ビス窓口	法務局、裁判所、 労働局、年金事務 所等の窓口施設	維持		—	—	—
	行政施設 (県)		県庁(本庁)の窓 口施設	誘導	—	—	—	
	行政施設 (市)		市役所(本庁)の 窓口施設	維持	—	—	—	
運動	スポーツ 施設	広域利用施設 (市内の広い 範囲の市民が 利用)	大規模大会や市 内大会が開催さ れる施設 (県立総合体育 館、市民体育館、 長崎市総合運動 公園(陸上競技 場、庭球場等)、 平和公園(ラグビ ー・サッカー場、 庭球場等)、市民 総合プール、県 営野球場等のス ポーツ施設)	維持		—	—	—
				誘導 (条件※)		—	—	—

長崎市立地適正化計画

長崎市都市計画マスタープランの 将来都市構造の主要な地域				将来のあるべき姿 (望ましい立地場所)				
				都心部	都心 周辺部	地域拠点		
						北部	東部	南部
施設の対象となる将来人口 (R17)				35 万人 (市全域)	10 万人	4 万人	3 万人	
分野	施設 分類	高次な 都市機能	法の位置付けや 規模等					
運動	スポーツ 施設	地域利用施設(主に特定の地域内の市民が利用)	競技練習等に利用される施設(プール、庭球場、多目的グラウンド、体育館等のスポーツ施設)	誘導 (条件※)	誘導 (条件※)	誘導 (条件※)	誘導 (条件※)	
交通	鉄道(駅)	広域(県内外)に往来するための発着場所となる駅	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第1項第7号	維持	維持	維持	—	
	高速バス ターミナル	広域(県内外)に往来するための発着場所となるバスターミナル	自動車ターミナル法第2条第6項	維持	維持	—	—	
	ターミナル (フェリー、 旅客船 等)	広域(国内外、県内外)に往来するための発着場所となるフェリーや旅客船等のターミナル	港湾法第2条第5項7号	維持	—	—	—	

※広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、区域内において土地の確保が困難な場合は、機能確保を優先する必要があるため維持していきませんが、誘導条件(P96)が整った場合に誘導を図っていきます。

法律については、令和5年10月1日時点で施行されているものを掲載しています。